

第4回 大阪府・大阪市税務事務連携協議会 概要

開催日時：平成25年6月14日（金） 11:00～11:30

場所：大阪市役所地下1階 第11共通会議室

出席者：会長	加藤 信二（大阪府財務部税務局長）
副会長	古屋 和彦（大阪市財政局税務総長）
大阪府財務部税務局	芦田 善仁（税政課長）
	牧本 衛（徴税対策課長）
	西田 隆（徴税対策課事業税補佐）
	井上 慎一（徴税対策課自動車税補佐）
	長田 喜夫（徴税対策課地方税徴収向上補佐）
大阪市財政局税務部	粟屋 千恵子（管理課長）
	池邊 正雄（システム担当課長）
	小林 隆（課税課長）
	藤原 稔之（固定資産税担当課長）
	山田 秀彦（収税課長）

会議の概要：

1 開会

2 議事

(1) 法人関係申告窓口の実施状況について

●サービス向上部会から資料説明（資料1）

- ・法人関係申告受付窓口の実施状況については、本年4月10日に、納税者のサービス向上を目的に中央府税務事務所の総合受付コーナー内に船場法人市税事務所分室を設置しました。分室では、法人関係申告書の受付の他、納税証明書の発行、市税の収納業務が行われており、おおよそ2ヶ月が経過しましたが、大きな混乱もなく実施されています。
- ・特に、4月と5月の月末の法人の申告が増える繁忙期には、別途、申告受付の特設会場を設け、窓口の混雑を最小限に抑え、スムーズな対応ができるよう努めました。
- ・受付件数は、別紙資料1-2のとおりで、網掛けにしている箇所が分室の申告受付件数です。4月が2,267件で市全体の受付件数の合計が3,672件で約62%、5月は5,328件市全体合計で8,326件約64%。いずれの月も60%を超える受付件数で多くの納税者に利用されています。また、このうちの多くの方が府にも申告を提出していることから、受付窓口併設の効果が一定現われている。また、参考に、納税証明書発行枚数も掲げています。
- ・今後の取組案としては、繁忙期においては、別途特設会場を設け、窓口の混雑を最小限に抑えるよう努めたところで、大きな混乱はありませんでしたが、特設会場がわかりにくいといった来庁者から意見をいただくなど、案内方法にも工夫が必要であり、特設会場の開設時期についても、この4月、5月の結果を踏まえて、最適な期間を検討していく必要があることなど、より円滑に窓口運営を実施していくために、今後、引き続き府市での協議を行っていきたい。

●主な質問・意見等

○来所した納税者の評価、声はどんなものがあつたのか。

(大阪府) 便利になったとの声や特設会場がわかりにくいとの声がある。ただ、設置したこと自体は概ね評価いただいている。

○新別館に行った際、特設会場の表示がわかりにくいと怒っている方がいた。特設会場の案内や期間等、今後どのようにしていくか課題。

(大阪府) 建物の構造上の問題もあるが、繁忙期にはフロアがわかれるなど、更に分かりづらくなるので、案内について、交通アクセスからの導線を抜本的に見直す必要がある。次の繁忙期(11月)までには、いただいた意見や現場の職員の意見を聞きながら、早急に考えたい。

(会長) 受付場所への案内や別々となっている郵送受付を一緒にできないかが今後の課題である。部会において引き続き検討をお願いします。

(2)法人関係共同調査業務の進捗状況について

●課税部会から資料説明(資料2)

- ・法人の府民税・市民税の納税義務者は、地方税法上、事業を行うために必要な事務所・事業所を市内・府内に設置している法人となり、新規に設立した法人など、基本的に府市とも同一となっている。
- ・これまで、府・市において納税義務者の把握のため、それぞれが有している情報に基づき、それぞれの事務のタイミングで事務所等設立の届出書の提出を懇懇(しょうよう)しているところですが、昨年10月以降、その懇懇(しょうよう)を共同して行った。
- ・具体的には、府が懇懇(しょうよう)する場合には市民税の届出を、また市が懇懇(しょうよう)する場合には府民税の届出をそれぞれ同封することとし、納税義務者の把握を効率的に実施する取組みを行った。
- ・実績としては、懇懇(しょうよう)実施した件数が265件、新規登録した件数が166件となっている。なお、実施件数との差99件につきましては、その大半は、事業の目的ではなく、単に資産の保管のための場所であったり、会議・研修等の内部使用で設置された場所など、地方税法上の事務所に該当しなかったケースとなっている。
- ・今後の取組みとして、3点考えている。
- ・1点目、昨年度に実施の共同調査は、年度の途中からの実施でありまして、納税義務者の効率的な把握に資することから、25年度においても継続実施したいと考えている。
- ・2点目、府市が保有する情報のうち、納税義務者の把握もさることながら、法人の府民税・市民税の課税標準額の適正化を図る上で、有効に活用できるものがあるかについて、検討を行っていきたいと考える。
- ・3点目、効率的な調査事務に資するため、地方税法上の事務所等の認定に関して、実態を踏まえた事例集の策定に向けて取り組んでいきたいと考えている。
- ・個人住民税につきましては、税源移譲後、府市にとって税収規模等、非常に重要な税として位置づけられており、制度の周知に関する広報など、これまでからも連絡調整を密に行ってきたところだが、より適正・公平で効率的な課税の推進などに関しまして、今年度ワーキンググループを設置し、府市で連携してどのような取組が有効かこれにつきまして検討を開始したいと考える。

●主な質問・意見等

○昨年度は10月開始で大阪市においては、調査・懇懇(しょうよう)がかなり進んでおり後半戦終わりがけの時期で、かつ、初年度でということもあり、あまり多くない265件となったが、今年はまだまだ相当数お互い

にやることがあると理解していいのか。

(大阪府) 昨年は265件のうち、大阪府は165件、大阪市は69件となっているが、スタートが10月で大阪市は通常業務で調査事務が進行しており、共同で実施することが決まってからの件数なので、このような件数となったが、一定有効であったと言える。今年度は年度当初から府のおしらせ文書は市に提供しており、市の文書も府にいただいている。大阪府においては納税者と接触するとき・案内を送るときなど年度を通じた懲憑(しようよう)を行っていきたい。

○市もそういう前提で処理を行っているか。

(大阪市) そうである。夏場に多く処理をしており10月は後半戦であったが、今年是最初から行っている。

○大阪市の通年ベースの数字は。

(大阪市) 年度により違うが、だいたい4~500オーダーとなる。

○間をとって450ぐらいが今年の目標か。

(大阪府) 共同して円滑に行っていきたい。

(会長) 引き続き効果的・効率的な共同調査となるよう取組みをお願いする。

(3) 合同滞納整理業務の実況状況について

●徴収部会から資料説明(資料3)

- ・平成24年10月から府市の重複滞納事案を合同で処理する大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チームを設置し高額かつ処理困難な事案を対象に滞納事案の処理促進を図った。
- ・体制は、大阪府税務局徴税対策課職員11名と大阪市税務部収税課職員9名の20名で発足。互いの案件をそれぞれが持つので相互併任制度を活用して府職員は市職員を市職員は府職員を併任するというので、10月1日は発令式を行った。
- ・処理実績ですが、府担当分として府の滞納分2億9600万円、市の滞納分1億3000万円で処理済額1億800万円、市担当分として府の滞納分2億2300万円、市の滞納分3億円で処理済額2億2200万円ということで処理した。処理率は34.8%であった。処理目標としては、25%以上の処理を約束していたので、金額的には目標は達成できた。完結件数は府の件数14件、市の件数14件で完結率は21.2%で目標には達しなかった。それぞれ事案を持ちながらの対応でかつ高額案件で完結には至りにくい。処理は進むが完結には至らなかったということです。
- ・今後の取組については、報告した実施状況について一定成果が上がっていると考えているので、引き続き相互併任制度を活用継続して処理する。
- ・新たな取組として、中央府税事務所と船場法人市税事務所の滞納整理担当で相互に共通の滞納事案について、処理をしていく。今行っている特別チームのミニ版として対応できないか検討していきたい。体制は中央府税事務所・船場法人市税事務所それぞれ各3.4名、件数にもよるが一応3.4名を予定。これまで活用してきた相互併任制度をこちらにも適用し取り組んで行きたい。

●主な質問・意見等

(会長) 処理税額の処理率が府25.4%、市が42.4%。かなり市ががんばっている。府の処理の進み具合が遅い。これについて府から説明を。

(大阪府) 目標は達成したものの、大阪市に困るところが大きい。事案の中身によるが、さらに今後納税者の実情を踏まえながら、かつ強力な滞納整理を推進し、進行管理もきちんとしていく。

(会長) 大阪府の税務局長の立場で全力を挙げて府の処理率のアップに努めたい。

○今後の取組案で法人関係税の重複滞納事案というのは特別対策チームと仕事は切り分けられるのか。法人は事務所側チームでそれ以外を今ある特別対策チームとするのか。

（大阪市）高額・広域という概念をはずして金額によらず、お互い重複している事案で、どちらかの処理が進んでいるものについて、情報交換してお互いに取り組んでいく。棲み分けはできるはず。

（会長）引き続き効果的・効率的な合同滞納整理業務となるよう取組みをお願いします。

システム部会については、報告すべき事項はないとの報告を事前に受けている。

3 閉会